

## 橋楽亭・囲庵にかかる利用規約

### 第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

所有者：三井不動産株式会社

運営者：三井不動産ビルマネジメント株式会社

本施設：橋楽亭 囲庵

利用者：本施設の利用申込を行い、利用契約の当事者となる者（法人その他の団体の場合、当該団体の構成員を含む。）

利用関係者：所有者、運営者、運営者の指定業者および利用者を除く僱事関係者（利用者の持込業者、代理店または仲介会社、僱事の来場者、来場者に関連する第三者など）

利用場所：利用契約に基づき、利用者が本施設内で利用する施設

僱事：利用者が利用申込書に利用目的として記載する僱事

利用時間：利用場所において僱事の準備を開始する時刻から僱事終了後利用場所から退出する時刻までの時間

### 第2条（利用案内）

1. 本施設利用にかかる詳細については、利用案内に別途定める。
2. 本規約と利用案内の内容に齟齬がある場合、利用案内の内容が優先する。

### 第3条（利用可能施設および利用可能時間）

1. 本施設のうち利用者が利用可能な施設は、利用場所およびそれに付随する本施設の共用部分とし、詳細は利用案内に定める。
2. 本施設の施設利用可能時間は、全日9時～21時とする。施設利用可能時間外の利用については、運営者に要相談とする。
3. 前2項の内容は、本施設の点検その他の理由により変更される場合がある。

### 第4条（利用契約）

1. 利用者は、別途運営者が認める場合を除き、本施設の利用を希望する場合、利用案内記載の利用申込受付開始日以降、本施設の予約受付時間（平日9時～17時。ただし、運営者の都合により変更される場合がある。）に、運営者に問合せを行い、本施設の利用条件について協議を行い、見積書兼利用申込書の発行を受けた上で、当該利用申込書を運営者に提出し、利用申込を行う。
2. 利用者は、本施設の利用にあたっては、運営者の指定業者を利用する。ただし、運営者が承諾する場合はこの限りでない。なお、運営者の指定業者以外を利用する場合、当該業者は、第1条の利用関係者に含まれる。
3. 運営者は、第1項の利用申込を受け付けた場合、自らの裁量において、これを承諾するかどうかを判断する。なお、運営者は、利用目的または利用内容が本規約第9条に該当する場合その他利用申込が本規約に適合しないと判断する場合、利用申込を承諾しないことがある。
4. 運営者が前項の承諾の旨を利用者に通知した時点で、所有者と利用者間に本施設の利用契約が成立する。ただし、外部手配サービス（会場保有備品以外のサービスをいう。以下同じ。）の利用契約については、運営者が承諾の旨を利用者に通知した時点で、見積書に記載の提供者と利用者間で成立する。
5. 利用契約成立後は、本規約第8条もしくは見積書で定めるキャンセル料が発生する。

### 第5条（利用目的）

利用者による本施設の利用目的は、展示会・販売会・お茶会・教室・撮影利用のいずれかとする。

1. 基本会場利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。なお、次項以下の項の利用に定まらないものは全て基本会場利用とみなす。
  - (1) 営利目的及び非営利目的に関係なく、展示会、個展、プレス発表会、セミナー、会議、講演会、落語、文楽、式典、卒業展等。
  - (2) 上記の適合に関わらず、所有者および運営者が基本利用と承認したもの。
2. 販売会利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。
  - (1) 営利目的及び非営利目的に関係なく、販売を目的とした即売会、物販展、セール等。
  - (2) 上記の適合に関わらず、所有者および運営者が販売会利用と承認したもの。
3. お茶会・教室利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。
  - (1) 営利目的及び非営利目的に関係なく、お茶会、会食、パーティー、教室（茶道、着付け、生花、伝統芸能等のお稽古事）等。
  - (2) 上記の適合に関わらず、所有者および運営者がお茶会・教室利用と承認したもの。
4. 撮影利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。
  - (1) 利目的及び非営利目的に関係なく、ドラマ・CM等の撮影で、所有者および運営者が企画内容を確認し承認したものに限る。

- (2) 利用者は撮影の企画内容（絵コンテ等）を契約前に提出し、所有者および運営者がその撮影の企画内容を前提に認めた場合に限る。
- (3) 上記の適合に関わらず、所有者および運営者が撮影利用と承認したもの。

#### 第6条（利用料金）

1. 利用料金は、会場費のほか、会場保有備品、外部手配サービスなど利用者が利用申込をした備品等の利用料を含み、詳細は利用案内に定めるか、見積にて提示する。
2. 利用料金の割引については、利用案内に定める。なお、割引の適用は、条件を満たす者による割引利用の申込があった場合に限られる。

#### 第7条（利用料金の支払い）

1. 利用者は、所定の利用料金を運営者が指定する方法に従って、支払期日までに円建てにて指定口座に支払う。なお、支払いにかかる手数料（振込手数料、被仕向け送金手数料、円為替取扱手数料など）は利用者負担とし、支払う。
2. 利用料金の支払期日は、利用案内に従って運営者が請求書に定める。
3. 為替変動、被仕向け送金手数料などに起因して利用者が支払った利用料金に過不足が生じた場合、双方協議の上、対応を決定する。

#### 第8条（キャンセル）

1. 利用者は、利用契約の全部または一部のキャンセル（利用場所の変更および縮小、日時の変更および短縮を含む。）を希望する場合、運営者の指定する書面（以下「キャンセル書面」という。）の提出をもって、利用契約をキャンセルすることができる。なお、運営者はキャンセル書面到着の連絡を行わないため、利用者は必要な場合自ら運営者に連絡のうえ、キャンセル手続きが完了したことを確認する。
2. 利用者は、前項に基づき利用契約をキャンセルする場合、キャンセル料として本施設利用料金合計の全部または一部を利用案内および見積に定める割合に従い支払う。キャンセル料の起算日はキャンセル書面到着日とする。なお、所定のキャンセル料のほか、所有者および運営者がキャンセルにより被った損害を賠償する。
3. 割引を適用した利用契約がキャンセルされる場合、キャンセル料は割引適用前の料金をもとに計算する。
4. 利用者が利用料金その他の金銭を支払済みの場合、運営者は、当該金銭をキャンセル料その他本施設の利用に関する利用者の一切の債務に充当し、残額がある場合は遅滞なく利用者に返還する。

#### 第9条（制限事項および禁止事項）

1. 利用者は、運営者の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位および権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分してはならない。
2. 利用者は、次の各号の行為をしてはならない。
  - (1) 利用契約に関して虚偽を述べる行為。
  - (2) 宗教活動、選挙活動その他の政治活動などを目的として本施設を利用する行為。
  - (3) 所有者および運営者が法令または公序良俗に反する、社会的な道徳または倫理に反する、本施設の運営方針に反する、その他本施設にふさわしくないと認める行為。
  - (4) 催事の内容等により所有者、運営者、利用者、利用関係者、その他の第三者の間に紛争を生じ、またはそのおそれがある行為。
  - (5) 無断で所有者または運営者の競合他社に本施設を利用させる行為。
  - (6) 本施設内の防火防災設備などが機能しなくなる造作等を設置する行為。
  - (7) 本施設の諸設備の維持または保全のために所有者および運営者が禁止する行為。
  - (8) 本施設の諸元（収容人数、荷重、電気容量など）を守らない行為で、本施設に異常をきたすまたは周囲に迷惑を及ぼすと運営者が判断する行為。
  - (9) 壁、床、器具、その他本施設備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。また、建物および付帯設備を釘打ち、ガムテープ貼りなどにより汚損する行為。
  - (10) 本施設および近辺に危険物を持ち込む行為。
  - (11) 本施設で火気の使用、調理などを無断でおこなう行為。
  - (12) 運営者の承諾なくして盲導犬、介助犬および聴導犬を除く生体を持ち込む行為。
  - (13) 自転車、バイク、自動車などを路上駐車する行為。
  - (14) ゴミを投棄するなど、本施設および近辺を不衛生な状態にする行為。
  - (15) 運営者指定の場所以外での飲食または喫煙。
  - (16) 本施設の画像、名称、連絡先等を無断で使用する行為。
  - (17) 運営者の承諾なくして本施設および近辺で物品の販売、募金、およびチラシその他の配布、掲示、撮影又はこれに類する行為をすること。
  - (18) 関係法令または関係官公庁の指示に反する行為。
  - (19) 反社会的勢力（第20条に定義する。）を本施設に入場させる行為。
  - (20) 本施設および近辺で、来場者およびその他の第三者に迷惑を及ぼす言動および行為（暴力、騒音、振

動、悪臭など)で、所有者および運営者が問題だと判断する行為。

- (21) 所有者ないし運営者に対し、暴力的な要求を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求すること。
- (22) その他、本規約に定める事項を遵守しないこと、または所有者および運営者の指示に従わないこと。

#### 第10条 (利用契約の解除)

1. 所有者および運営者は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、または本規約に違反した場合、何ら催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができる。
  - (1) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (2) 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
  - (3) 営業を廃止し、または解散したとき。
  - (4) 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
  - (6) 経営状態が悪化し、利用契約の履行が著しく困難であると客観的に認められたとき。
  - (7) 所定の期日までに利用料金を支払わないとき。
2. 前項に基づき利用契約が解除された場合、利用者は所有者および運営者に対して、利用料金相当額を違約金として支払うとともに、所有者および運営者が被った損害を賠償しなければならない。なお、利用者が被った損害については、所有者および運営者は一切の責任を負わず、全て利用者の責任において解決するものとする。

#### 第11条 (諸官庁への届出等)

利用者は、本施設を利用するにあたって、利用者の責任と負担において諸官庁に必要な届出等を行い、諸官庁の指示に従う。なお、利用者は、届出等の内容について事前に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに運営者に通知しなければならない。

#### 第12条 (利用者の損害賠償責任)

1. 利用者は、本施設を汚損または毀損したときは、所有者および運営者に対し、原状回復のための費用、その他これによって所有者および運営者が被った損害を賠償する。なお、運営者が損害保険、傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従う。
2. 利用時間中に利用関係者その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、本施設の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は全て自らの責任と費用にて当該第三者に対応するほか、所有者および運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置をとり、所有者および運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
3. 前項の場合において、所有者および運営者が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、利用者は、所有者および運営者が損害賠償に要した費用の一切を負担する。
4. 利用者は、利用関係者による本規約違反について自らの違反とみなして責任を負う。
5. 利用者は、本規約に定める金銭債務の履行を遅滞したときは、延滞金額に対して日歩5銭(年利18.25パーセント相当)の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

#### 第13条 (免責)

1. 所有者および運営者は、本施設での盗難、紛失等に関して一切責任を負わない。
2. 所有者または運営者の責に帰すべき事由による会場保有備品の故障等により、利用者の目的が達成されない場合であっても、所有者および運営者は、当該備品の利用料金の返還のほか責任を負わない。
3. 前各項に定めるほか、所有者または運営者の債務不履行、不法行為等によって利用契約に関して利用者に損害が生じた場合、所有者または運営者は、直接かつ現実に生じた通常損害(逸失利益および特別の事情によって生じた損害を除く。)の範囲内で、利用料金を上限として責任を負う。

#### 第14条 (不可抗力)

1. 天災地変、テロ、疫病、官公庁の命令、その他所有者および運営者の責に帰すことができない事由によって、所有者および運営者が利用者の催事の目的に従って本施設を利用させることができなくなったとき、利用契約は当然に終了する。
2. 前項の場合、利用者は未払いの利用料金の支払いを要せず、所有者および運営者は利用者より支払われた利用料金をすみやかに利用者に返還する。ただし、この場合の催物の中止に伴う損害について、所有者および運営者は一切補償しない。
3. 第1項の場合、利用者は、来場者その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、所有者および運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
4. 火災警報による音響設備の電源遮断等により、利用者および来場者の目的が達成されなかった場合であっても、所有者および利用者は、本施設の利用料金の返還のほか責任を負わない。

#### 第15条（利用者の責務）

1. 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用場所を利用し、本規約、利用案内、運営者が指定した事項、関係法令、その他運営者の指示を遵守し、利用者の責任と費用において催事の管理運営を行う。
2. 利用者の責任者は、利用時間中、本施設に常駐する。
3. 利用者の責任者は、本施設内で新たに汚損または毀損が発生した場合、遅滞なく運営者へ報告をする。
4. 利用者の責任者は、本施設内で事故、火災等が発生した場合、110番通報および119番通報を行い、直ちに運営者に情報を共有する。
5. 利用者は、本規約、利用案内等遵守事項の内容について、利用関係者にも周知徹底する。
6. 利用者は、本施設の利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、利用関係者に対して周知徹底する。また、地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処する。なお、本施設内においては、運営者の指示に従うものとする。
7. 運営者が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、運営者が指示する書類の提出を求めることができ、利用者は、これに従わなければならない。
8. 利用者および利用関係者は、本施設において自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理する。

#### 第16条（催事利用前および終了後の措置）

1. 利用者は、催事利用前において以下の事項を遵守する。
  - (1) 利用者は、利用時間開始以降でなければ、催事の準備を開始してはならない。
  - (2) 利用者は、運営者と利用場所内の汚損または毀損状況および利用場所の設備（映像、音響、照明等）の異常有無を確認する。当該確認後の新たな汚損、毀損等については、本規約第12条のとおり、利用者にて損害を負担する。また、汚損や毀損等が確認された場合、本規約第14条のとおり、利用者は遅滞なく運営者へ報告をする。
2. 利用者は、催事終了後において以下の事項を遵守する。
  - (1) 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用場所に搬入した利用者の設備を搬出し、ポスター、看板類等を速やかに撤去し、利用場所を清掃し、その他原状回復作業を完了して、利用時間満了までに同所から退出する。また、原状回復終了後、運営者の立会いのもと、利用場所等の状況を確認する。
  - (2) 利用者が利用時間満了の時点で利用場所からの退出を完了しなかったときは、利用者は、運営者に対し、退出の時までの超過時間につき利用案内に定める本施設利用料金等を支払い、利用者が原状回復（設営物の撤去、ゴミなどの処分等を含む）を行わない場合は、運営者に原状回復に要した実費を支払わなければならない。このほか所有者および運営者が被った損害を賠償しなければならない。
  - (3) 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置などにより、所有者および運営者、その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

#### 第17条（所有者および運営者の立入権）

所有者および運営者は、本施設の維持、保安および管理等のために、いつでも本施設の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、所有者および運営者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

#### 第18条（所有者の代行）

所有者は、利用契約に関する業務の全部または一部を、運営者その他所有者が適当と認める者に委託または請負わせることができる。

#### 第19条（個人情報保護）

個人情報の取扱いについては、「【別紙1】個人情報の取扱いについて」に定める。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

利用者は、所有者に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 利用契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- (3) 万一、利用者が前各号に違反していることが判明した場合、利用者は第10条の定めに従うものとする。

#### 第21条（言語、準拠法、通貨および管轄裁判所）

1. 利用契約に関して用いる言語は日本語とする。
2. 利用契約の準拠法は、日本法とする。
3. 利用契約にかかる金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
4. 利用契約に関する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（本規約の変更）

所有者および運営者は、次のいずれかに該当する場合、本施設のホームページへの掲載その他所有者および運営者が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降は当該変更規約が適用される。

- (1) 本規約の変更が、利用者への一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

第23条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、利用案内に定めるほか、誠意を持って協議の上円満に解決する。

以上

(2026年4月1日現在)

## 【別紙1】

### 個人情報の取り扱いについて

#### 1. 利用目的

運営者は、お客様からいただいた個人情報（以下、「個人情報」といいます）および保有個人データを以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、運営者の個人情報保護方針につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

（1）以下に掲げる業務の範囲及び目的達成のため。

- ①本施設利用受付
- ②本施設利用予約管理
- ③本施設利用料金請求
- ④本施設運営に関わる連絡事項の伝達
- ⑤本施設利用に影響を及ぼす緊急時、災害時等の連絡
- ⑥本施設や運営者が運営をする施設の営業全般にかかる以下事項
  - ア. 電話・ダイレクトメール等による情報提供、各種ご案内
  - イ. 顧客動向分析、サービス・商品開発等の調査分析
- ⑦その他本施設運営において必要な場合

（2）上記（1）記載の目的に関連する、三井不動産グループ各社（三井不動産および同社の有価証券報告書等に記載されている同社の連結子会社）の商品サービス等のご紹介のため。

（3）上記（1）（2）記載の目的達成に必要な範囲で第三者に提供するため。

#### 2. 第三者提供

（1）運営者は、法令の定めに基づく場合のほか、「1. 利用目的」の（1）（2）記載の利用目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を三井不動産グループ各社、提携先などの第三者に提供することがあります。

（2）提供する情報は、お名前、ご住所、電話番号のほか、各利用目的の達成に必要な項目とさせていただきますが、必要最低限の項目に限定することとします。

（3）第三者に提供する場合は、書面、郵便物、電話、FAX、電子メール、電子媒体などを用いて行い、安全管理に十分に配慮して受け渡しを行うものとし、電子データを提供する場合は、暗号化して受け渡しを行います。

（3）運営者の個人データの提供先には、日本以外の国または地域にある三井不動産グループ各社、提携先、委託先などの第三者を含みます。当該外国にある第三者に関する情報は、4. 「個人情報保護方針等へのリンク」記載のリンク先「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください。

（4）ご本人からのお申し出により、第三者への提供を停止いたします。停止をご希望されるお客様は4. 「個人情報保護方針等へのリンク」記載のリンク先「個人情報の取り扱いについて」に記載している窓口へお申し出ください。

#### 3. 共同利用

運営者は、お客様の個人データを次のとおり共同利用いたします。

（1）共同利用する個人データの項目

氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先等、第1条で示した個人情報の利用目的の範囲内で必要な個人情報および商業登記簿、不動産登記簿等の公開された情報から当社が適正に取得した個人情報等

<共同利用する個人データの例>

当社が運営するホール・カンファレンスの利用に関して、登録・届出いただいた事項

（2）共同利用する者の範囲

三井不動産グループ各社

（3）共同利用する者の利用目的

上記「1. 利用目的」に記載した（1）（2）の利用目的と同様

（4）共同利用責任者

三井不動産ビルマネジメント株式会社 ([会社概要](#))

4. 個人情報保護方針等へのリンク

当社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」の最新版は、以下のリンクよりご確認ください。なお、開示・訂正・利用停止等の窓口ならびに手続き、安全管理措置のために講じている措置等については、リンク先「個人情報の取り扱いについて」でご確認ください。なお、本「個人情報の取り扱い」と以下のサイトに掲載の内容が矛盾する場合、本施設の利用に関しては本「個人情報の取り扱い」が優先します。

「個人情報保護方針」 <https://www.mfbm.co.jp/privacy-policy/index.html>

「個人情報の取り扱いについて」 <https://www.mfbm.co.jp/privacy/>

以上